

佐賀県立図書館レリーフ巧芸画貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県立図書館が行うレリーフ巧芸画の貸出しについて、必要な事項を規定するものとする。

(貸出しの目的)

第2条 地域住民の芸術に対する鑑賞眼を高めるとともに豊かな情操性を育み、合わせて生活文化の向上に資するため、公的機関ならびに各種団体等が行う各種文化行事その他の利用に供することを目的とする。

(貸出点数及び貸出期間)

第3条 貸出点数及び貸出期間は以下のとおりとする。

貸出点数 1件 40点以内

貸出期間 30日以内（ただし、公共の施設で、館長が特に認めた場合は、6箇月を限度として貸し出すことができる。この場合、貸出点数を制限することがある。

(貸出しの条件)

第4条 貸出しの条件は以下のとおりとする。

- (1) 貸出しを受けた巧芸画は、責任をもって保管展示を行い、事故の防止に万全を期すること。
- (2) 火災による消失、盗難または利用に耐えない重大な汚損事故を起こした場合は、同一作品もしくは、対価相当額をもって弁償すること。
- (3) 借用を希望する巧芸画の受領、返却のための輸送費等は、借用側で負担すること。
- (4) 貸出中の巧芸画で本館の運営上必要とする場合は、貸出期間中でも回収することがある。

(貸出しの申請)

第5条 貸出しの申請は、「貸出申請書（様式第1号）」に「レリーフ巧芸画借用明細書（様式第2号）」を添付して行うこととする。

2 貸出通知は、「貸出通知書（様式第3号）」に「レリーフ巧芸画貸出明細書（様式第4号）」を付して行うこととする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月22日から適用する。